

一独立行政法人海技教育機構一

有効に利用されていない土地及び建物について、不要財産として国庫納付することとなるよう改善させたもの

有効に利用されていない土地及び建物に係る令和2年3月31日現在の

帳簿価額(収入支出以外) 4億5331万円

1 機構の保有資産の概要等

(1) 保有資産の概要

独立行政法人海技教育機構は、独立行政法人海技教育機構法に基づき、船員となろうとする者等に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授するなどの業務を行っている。

機構は、平成13年4月に、国の有する権利及び義務を承継して独立行政法人海員学校として設立された。独立行政法人海員学校は、18年4月に、法人の名称を「独立行政法人海技教育機構」に変更するとともに、同月に解散した独立行政法人海技大学の権利及び義務を承継し、28年4月には、同月に解散した独立行政法人航海訓練所(以下「航海訓練所」)の権利及び義務を承継している。そして、独立行政法人海技大学及び航海訓練所は、いずれも国の有する権利及び義務を承継して設立された独立行政法人であり、それぞれ、機構への承継に際し、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に出資されたものとしてされている。

機構は、土地(帳簿価額(令和2年3月31日現在。以下同じ。))計54億4401万円)及び建物(帳簿価額計30億6952万円)を保有しており、そのほとんどは、機構の業務を確実に実施するために必要な資産であるとして、国、解散した航海訓練所等から承継した政府出資に係る資産である。

(2) 保有資産の見直しと不要財産の処分

独立行政法人は、平成22年の独立行政法人通則法の改正により、中期目標期間の途中であっても、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」)を処分しなければならないこととなっているほか、不要財産であって、政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとなっている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、各独立行政法人の保有する施設等について、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫に納付することや、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことなどを掲げている。

2 検査の結果

機構が保有する政府出資に係る土地及び建物を対象として検査したところ、機構は、28年4月に、航海訓練所から政府出資に係る資産として、東京都中央区勝どきに所在する乗船事務室(土地516.25㎡、建物延べ396.36㎡)を承継していた。この乗船事務室は、乗船実習において乗組員や実習生が港と沖合に停泊した練習船の間を同室の近隣に係留した交通艇により往復する際の集合場所や、1階の一部分を交通艇に係る消耗品等の倉庫として利用するなどのために保有してきたものである。しかし、港の整備が進み、練習船が岸壁に直接着岸できるようになってきたことなどから交通艇による往復の必要がなくなるなどしたため、機構は、29年4月に、同年9月末をもって交通艇を用途廃止することとする事務連絡を関係部署に発していた。

そこで、乗船事務室の利用状況をみたところ、関係資料により確認できた27年度以降では実習生等の集合場所としては利用されていなかった。また、倉庫としての利用については保管している消耗品等が少量であることから他の場所で代替可能であること、他の業務も含めて新たに利用する見込みはないことなどから、乗船事務室は、有効に利用されていない状況になっていると認められた。

しかし、機構は、乗船事務室に係る土地及び建物(土地帳簿価額4億5100万円、建物帳簿価額231万円、計4億5331万円)について、国庫納付に向けた手続を行わないまま保有していた。

このように、乗船事務室に係る土地及び建物が有効に利用されないまま、機構が保有していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 機構が講じた改善の処置

機構は、乗船事務室に係る土地及び建物について、令和2年6月に国土交通大臣に対して不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出し、国庫納付することとなるよう処置を講じた。